

別表2 補助対象施設及び配分基礎単価（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）

1.対象施設等	2.配分基礎単価	3.単位	4.対象経費
① 定員 30 人以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914 千円	定員数	
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
養護老人ホーム			
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,580 千円	施設数	
訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）			
② 定員 29 人以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数	
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			15,300 千円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	458 千円	定員数	
都市型軽費老人ホーム	458 千円		
小規模な養護老人ホーム	4,580 千円	施設数	
施設内保育施設	4,580 千円	施設数	

③ 介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への及び介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換整備に必要な経費		
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号)第5条第1項の 登録を受けた賃貸住宅 	239 千円	定員数 (転換前床数)

備考 府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村等への間接補助

注 1. 対象施設等の①の「訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)」及び③の全ての施設は、在宅・施設サービスの整備の加速化分は対象外